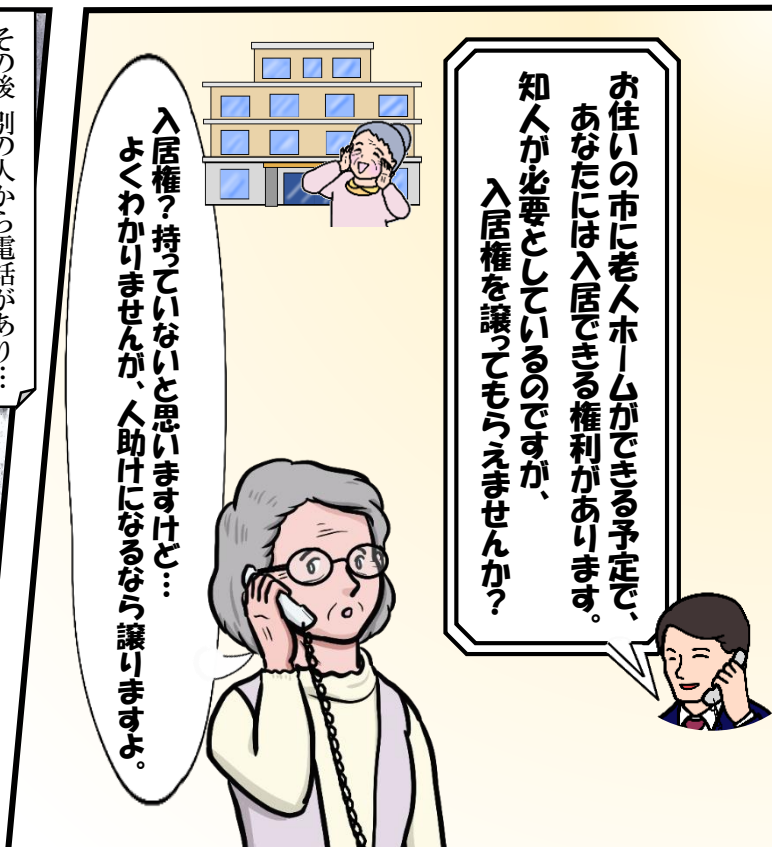


高齢者を狙う「劇場型勧誘」の電話にご注意！の巻



見守りポイント

- 複数の人物が、実在する企業・公的機関の職員・弁護士などをそれぞれ演じ、消費者からお金をだまし取ろうとする「劇場型勧誘」の電話に関する相談が寄せられています。
- 「老人ホームの入居権を譲ってほしい」などと話を持ち掛け、言葉巧みにお金を払わせようとするため注意が必要です。
- お金を払ってしまうと、返金を求めてもほぼ応じてもらえず、連絡がつかないこともあります。

対処方法

- 電話の内容に少しでも疑問や不安を感じた場合は、すぐに電話を切り、消費生活センターや警察などに相談するようにしましょう。
- 電話でやりとりしてしまい、お金を払うように言われても、絶対に払わないでください。払ってしまったお金を取り戻すことは、ほぼ不可能です。
- 留守番電話機能や発信者番号表示機能を活用し、心当たりのない電話には出ないようにすることも、有効です。

和歌山市消費生活センター ☎ 073-435-1188
〒640-8511
和歌山市七番丁23番地 市役所本庁舎2F (市民生活課内)

和歌山県消費生活センター ☎ 073-433-1551
〒640-8319
和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

※消費者ホットライン ☎ ^{いやや}188 でもお近くの相談窓口につながります。